

The International Criminal Court and Africa

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/36781

国際刑事裁判所（ICC）とアフリカ諸国との確執

稲 角 光 恵

はじめに

- 1 アフリカ連合（AU）の反発——AUのICC非協力決議
 - （1）2009年のAUによるICC非協力決議の採択
 - （2）2013年5月及び10月の決定
- 2 AU決議の背景
 - （1）アフリカへの事件集中
 - （2）アフリカ諸国の指導者の訴追
- 3 ICCに対するアフリカ諸国の懸念事項と改善案
 - （1）アフリカ諸国の懸念の概括
 - （2）捜査及び訴追対象の公正な選定
 - （3）免除に関する法認識の違い
 - （4）ICCによるアフリカ諸国の国内制度の評価判断
 - （5）ICCと非締約国との関係
 - （6）ICC及びAU並びに国連安保理に対する諸国の義務の抵触
 - （7）正義と平和は対立するか
 - （8）AUの組織改革——ICC回避の手段か？

おわりに

はじめに

2013年10月、アフリカ連合（African Union、以下AU）の総会（首脳会合）は、国際刑事裁判所（International Criminal Court、以下ICC）とAUとの関係に関して審議し、一連の「ICC非協力決議」とも称されている諸決定を再確認する決定を採択した。アフリカ地域の54ヵ国が加盟する世界最大の地域的国際機関たるAUがICCに対する批判を公式に表明していることは、ICCの正統性と円滑な機能遂行に大きな打撃を与えているといえよう。また、2013年9月にはケニアがICCからの離脱について国内の議会で審議してICCを設立したローマ条約からの脱退を検討したり、ICC規程の改正をAUが要求するなど、アフリカ地域とICCとの対立が論議を招いている。

そもそもICCは、重大な国際法上の犯罪の責任を有する個人を裁く国際的な刑事裁判機関であり、国際機関としてその正統性が、司法機関としてその中立性と公正さが要求されている。ICCは、国際法で欠落しているとも言われてきた法適用及び法執行制度の一端を担い、国際法分野の中でも比較的新しくかつ急速に発展した国際刑事法と国際人道法の形成に大きく寄与している組織として国際法上大変重要な役割を果たすものであり、国際社会の良心と正義の象徴ともみなされる任務を負っている存在といえる。2002年の設立から10年が経過した現在、組織的にはICC規程の改正が採択されるなど、改善に向けた試みが行われている一方で、10年という区切りを過ぎ学界においてもICCを見直し全体評価を試みる分析が行われている。そこでは、ICCに対する高い評価と期待が示されているのであるが、現実ではICCに対する批判が、特に冒頭で述べたようにアフリカ諸国から噴出していることを見過ごすことはできない。国際刑事法の現在及び未来を考える上でもICCに対する疑念の払拭が求められており、ICCが真に国際的な裁判機関として信頼を獲得しうるか、その岐路に立たされているとも見られる危機的な状況にあることが認識されなければならない。

本稿は、ICCとアフリカ地域の諸国との対立を取り上げる。ICCは「アフリカ人狩り」を行っている偏見を持った差別的機関である、ICCは西側諸国の帝国主義の手先である、新たな植民地主義による蹂躞であり、アフリカ諸国の主権を尊重していない、普遍主義（universalism）の名目下で行われる西側の価値観の押し付けである、等々の批判がICCに対して噴出している状況とその背景を明らかにする。ICCが真に公正かつ中立な機関として世界的な支持を獲得しうるか岐路に立たされている現状を認識することは、国際刑事法の現状と将来を考える上でも極めて重要であると考えられる。以下、第1章でアフリカ諸国がICCと対立している状況を広く国際社会に知らしめたAU決議を題材として対立状況を紹介し、第2章ではそのような決定をAUが採択するに至った背景を明らかにする。最後に第3章では、ICCに関するアフリカ諸国

の主たる懸念事項を列挙する。これらの考察から、ICCとアフリカ諸国との確執が、単なる政治的又は歴史的感情に基づく反発ではなく、その根底にあるのは国際法理論に関する対立であることを示す。ICCとアフリカ諸国との確執はまさに国際法の発展過程における諸説の対立の具現化であることを明らかにする。

1 アフリカ連合（AU）の反発——AUのICC非協力決議

本章では、AU（アフリカ連合）が採択した諸決議を参考としてICCとアフリカ諸国との対立を浮き彫りにする。AUは、アフリカ大陸の54カ国が加盟する地域的国際機関である。世界の主要な地域的国際機関としては、ヨーロッパ連合（EU）や米州機構（OAU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）などが挙げられるが、その加盟国数においてAUは他を上回る存在である。しかし、ICCはAUと良好な関係を築けているとは言えない。例えば、ICC規程第87条6項に基づき国際機関にICC活動への協力を求めるため、ICCは既にヨーロッパ連合と協力協定¹を締結しているが、同様の協力協定の締結をAUに求めた際には拒絶されたのである。さらに、AU内部では総会やAU委員会等の各種内部組織においてICCとの関係が論議的となり、例えばAU総会ではICCの活動に懸念を示す決定が2009年以降、毎年2回採択され続けているのである。以下で「反ICC決議」又は「ICC非協力決議」とも称されている一連のAU総会やAU委員会の諸決定の中から、AU総会の2009年の決定と本年（2013年）の決定を紹介する。

（1）2009年のAUによるICC非協力決議の採択

AUとICCとの関係に暗雲を予感させはじめたのは、ICCに対して最初

1 ICCはEUと2006年に協力協定を締結した。Agreement between the International Criminal Court and the European Union on Cooperation and Assistance (2006).

に懸念が示された2009年2月のAU総会の決定²であった。この決定は、スーダン共和国の現役大統領であった Omar Hassan Ahmed El Bashir 氏³を被疑者としてICCが捜査を進めていることを問題視して採択されたものである。同決定は、スーダンのダルフル地域⁴の重大な人権侵害を非難して犯罪者の処罰を求める姿勢を表明しつつ、AUが推進してきたスーダン地域の和平プロセスがICCによる手続によって害される虞れに注意を喚起し、ICC規程第16条⁴に従いICCによる捜査の延期を国連安全保障理事会に要請するものであった。

その後、AU総会は同年7月に再度ICCに関する決定⁵を採択するに至っている。引き続き同じ議題が審議されたのは、2月の決定に基づくAUからの要請が無視されたことに対する不満が原因であった。2月のAU総会決定にも関わらず翌月の3月にICCはBashir大統領の逮捕状を発行した⁶からであ

-
- 2 “Decision on the Application by the International Criminal Court (ICC) Prosecutor for the Indictment of the President of the Republic of the Sudan”, adopted 12th Ordinary Session at Addis Ababa (Ethiopia), Assembly/AU/Dec. 221 (XII), February 2009.
 - 3 Bashir 氏は1993年10月16日以降、スーダン共和国の大統領を務めている。
 - 4 ICC規程第16条は、国連憲章第7章下の決議によって、ICCによる捜査又は訴追を12カ月の間続行させないことを安保理が決定できる旨、定めている。
 - 5 “Decision on the Meeting of African States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC)”, adopted at 13th Ordinary Session at Sirte (Libya) in July 2009, Assembly/AU/Dec.245 (XIII) Rev. 1.
 - 6 In the Case of the Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC-02/05-01/09, Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC Pre-Trial Chamber I, (4 March 2009). 2010年に第2逮捕状が発付されている。Second Warrant of Arrest for Omar Hassan Ahmad Al Bashir, ICC Pre-Trial Chamber I, (12 July 2010). Bashir 大統領の逮捕状事件については、村井伸行「国際刑事裁判所（ICC）によるバシール・スーダン大統領の逮捕状の発付及び逮捕・引渡請求の送付に関する法的検討」外務省月報2009年度2号（2009年10月）、参照。また、竹村仁美「オマール・ハサン・アフマド・アル・バシール（Mr. Omar Hassan Ahmad Al-Bashir）に対する検察官の逮捕状請求に関する決定〔国際刑事裁判所予審裁判部1 2009.3.4決定〕」九州国際大学法学論集第16巻3号（2010年3月）、参照。Bashir 大統領の逮捕状に対するAUの反応については、See, Simon

る。AU総会は、免除に関するICC規程第98条を根拠として、AU加盟国はスーダンのBashir大統領の逮捕及び移送に協力してはならないと決定した⁷。2月の決定とは異なり、明確にICCへの非協力的姿勢を示したものであり、このため、同決定は「ICC非協力決議」とも称されている。ICCは警察組織を持たないが故にICCが発行する逮捕状の執行においては諸国の協力が必須であるところ、AUが非協力的姿勢を公式に表明したことは、法実務家・学者・政治家の間で法的及び政治的議論を巻き起こしたのである。同決定はAU加盟国に非協力を呼びかけるのみならず、ICCの検察官の行動に対して懸念を表明するとともに⁸、AU及びAU加盟国は尊厳と主権及び大陸の一体性を保全するために必要と考えられうる決定又は措置をさらに採用する権利を保留すると強調し⁹、さらなる対抗措置を匂わせてICCに対する牽制を行ったのであった。

以上のように、スーダンのBashir大統領の事件に関するICCの活動を契機とし、AUは和平プロセスに与える悪影響等を理由としてICCの手続を阻止することを意図して決定を採択したのである。このように2009年2月の決定に示されたAUの意向に反してICCが訴追手続を継続したため、7月には対抗する形でAU加盟国に対してICCへの非協力を呼びかけたのであった。

（2）2013年5月及び10月の決定

2009年以降もAU総会は年2回、ICCとの関係に関する決定を採択し続けていた。ウガンダのカンパラにて開催された会合において採択された2010年7月の決定も、Bashir大統領の逮捕について加盟国に対してICCに協力し

M. Weldehaimanot “Arresting Al-Bashir: the African Union’s Opposition and the Legalities” *African Journal of International and Comparative Law* Vol. 19(2) (2011).

7 *Supra* note (5), para. 10.

8 *See, ibid.*, para. 11.

9 *Ibid.*, para. 12.

ないことを再度呼びかけている¹⁰。この決定は同月にICCがBashir大統領に対して第2逮捕状を発行した後に採択されたものである。同決定を審議した場合でも、AUはICCのLuis Moreno-Ocampo検察官がバシール大統領とその他のアフリカ関連事件において不適切な態度を取っていると名指しで批判したのであった。また、2009年の決定で要請していたスーダンの事件に加えて、ケニアの事件についてもICC手続の中断を決定するよう国連安保理に対して求めた¹¹。このように2009年以降のICCに関するAU諸決議を見ると、ICCに対する批判の言葉が徐々に強くなる傾向が見られ、アフリカ諸国の不満が鬱積しつつあることが窺われる。

これら不満の声はメディアを通じても報じられていた。ICCは「新植民地主義の玩具」であって、アフリカを実験場としているのであり、「イスラエル、スリランカ、チェチニアには法が適用されず、なぜアフリカだけなのか」と、ICCに対する不信感を露わにするAU委員会元議長の言葉もあった¹²。2013年にエチオピアのアディスアベバにて開催されたAUの年次総会の場では、ICCによって告発されている被疑者が99%アフリカ人であり人種に基づく恣意的な裁判が行われていると議長国エチオピアの首相がICCを非難したことが報道されている。「ICCはアフリカ人狩りを行っている」、ICCは「国際」との名称を裏切り「アフリカ人をターゲットとした西側の裁判所」と成り果てたとの批判の声をBBCやアルジャジーラなどの報道機関は世界に伝

10 See, “Decision on the Progress Report of the Commission on the Implementation of Decision Assembly/AU/Dec. 270 (XIV) on the Second Ministerial Meeting on the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC): Doc. Assembly/AU/10 (XV)”, adopted at the 15th Ordinary Session of the AU Assembly at Kampala during 25-27 July 2010, AU Doc. Assembly/AU/Dec. 296 (XV).

11 See, “Decision on the Implementation of the Decision on the International Criminal Court”, AU Doc. Assembly/AU/Dec. 334(XVI), 31 January 2011.

12 See, David Bosco “Why is the International Criminal Court Picking only on Africa?” *Washington Post*, 29 March 2013.

えたのである。

2013年5月のAUの会合においても再度ICCに対する批判が噴出し、厳しい内容の決定¹³が採択された。以下でこの決定の内容の概略を紹介する。ICCはケニアの大統領と副大統領の訴追を行うべきではなく、司法制度が改善されたケニアに事件を委ねるべきとAUは決議したのである。同決定はスーダンのBashir大統領及びケニアの高官に対する手続の中断要請をICC規程第16条に従いAUが行ったにも関わらず安保理が認めなかったことに遺憾の意を表明しつつ、Bashir大統領の自国領域への訪問を許容したチャド共和国などのAU加盟国は、AU総会の決定に従って行動しているから制裁されるべきではないことを再確認した¹⁴。正義の追及は持続的な平和の促進を目的とした努力を犠牲にしない形で行われるべきであることと、アフリカの指導者に対する訴追の濫用に関するAUの懸念を繰り返し述べて先行の決定も再確認している¹⁵。国際法に従い、「二重基準」との推測を避けるためにも国際正義が公正な態様で行われる必要性が強調され、ケニアのKenyatta大統領及びRuto副大統領の訴追が、ケニアのみならず地域の法の支配及び安定性ととも和平と再建を促進する現行の努力に対する威嚇となることへの危惧が示された¹⁶。ICC規程が掲げる補完性の原則に基づくならば、ケニアが2007年の選挙後の暴力に関わる犯罪の捜査及び訴追について主要な管轄権を有していながら、ICCの予審裁判部及び上訴裁判部が事件の受理許容性に関する決定でケニアの訴追する権利と裁判権を否定したことに遺憾の意を示した¹⁷。AUはICCからの事件の移譲を求めるアフリカ東部地域の要請を支持すると

13 “Decision on International Jurisdiction, Justice and the International Criminal Court (ICC)”, AU Doc. Assembly/AU/13 (XXI), adopted at the 21st Ordinary Session of the AU Assembly at Addis Ababa during 26-27 May 2013, Assembly/AU/Dec. 482 (XXI).

14 *Ibid.*, para. 3.

15 *Ibid.*, para. 4.

16 *Ibid.*, para. 5.

17 *Ibid.*, para. 6.

し¹⁸、同時にAU委員会にAUの組織強化を検討することを要請した¹⁹。

その後、2013年10月、AUは緊急会合を10月に開催した。これはICCにおいて予定されていたケニアのRuto 副大統領と Joshua Sang の事件に関する手続期日の9月10日の数日前にケニア国内の議会がICCからの脱退動議を検討しはじめたことにも触発されている。ケニアの動きを受け、緊急会合開催直前には、AUが全加盟国に対してICCからの集団離脱を勧告するのではないかとの危惧が報じられていたが、結果的にはICCと敵対するのではなくICCの制度の中で事件の移譲と中断並びにICC規程の改正を要求するとの判断で着した。以下で2013年10月のAU総会の決定を見てみよう。

2013年10月にAU総会はアディスアベバにて臨時会合を開催し、「ICCとアフリカの関係に関する決定」²⁰を採択した。AUは国連安保理の構成国と協議を行うことを模索することを決定し、ケニア及びスーダン関連の事件の中断の要請も含めて、AUとICCとの関係に関するすべての懸念事項について特に5常任理事国と協議することを求めることとした。また、AU総会はケニアに対してICC規程第16条に従い事件の取扱い延期を求める文書を国連安保理に送付すべきことを命じている。

この2013年10月決定でも、ICCがアフリカの指導者達の訴追の濫用と事件の政治化を行っていることへの懸念が再度表明されている²¹。特にケニアの現役大統領及び副大統領に対するICCの手続きが前例のないものであり、ケニア及び他の加盟国の主権と平和及び秩序を損なう重大な状況にあることが強調された²²。同決定は、特にケニアはテロとの戦いの最前線に立つ国であり、

18 *Ibid.*, para. 7.

19 *Ibid.*, para. 8.

20 “Decision on Africa’s Relationship with the International Criminal Court (ICC)”, adopted at the Extraordinary Session of the Assembly of the African Union at Addis Ababa (Ethiopia), AU Doc. Ext/Assembly/AU/Dec.1, 12 Oct. 2013.

21 *Ibid.*, para. 4.

22 *Ibid.*, para. 5.

この点においてケニアの大統領及び副大統領に対してICCが開始した手続がケニアと近隣地域の安全を含めた彼らの任務遂行を妨げるものであることを強調している²³。また、ICCが事件とみなしたケニアにおける2007年の選挙後の悪状況の改善のために仲裁者の役割を果たしてきたのはAUであり、ICCの手続きが2008年の和平プロセスの完全な実施を脅かしかうることへの危惧が表明された²⁴。その上で、同決定は、ケニア大統領及び副大統領がICC手続に対して協力している点を高く評価しつつ、ICCも同様の協力的姿勢を示すようICCに要請した²⁵。さらに、同決議は、現役国家元首及び高官の免除が国内法及び国際慣習法上原則とされていることを再確認している²⁶。その上で以下の12の決定を行った²⁷。

- ① AU加盟国の秩序と安定及び一体性を守るため、いかなる国際的な裁判所又は法廷においても、AUの国家元首又は政府首長又はそのような資格で行動する者若しくは権限を有する者に対して、その任期中に刑事手続が開始され又は継続されてはならない。
- ② ケニア共和国の現役の指導者である Uhuru Kenyatta 大統領及び William Samoei Ruto 副大統領の裁判は、彼らの任期終了まで中断されるべきである。
- ③ 2013年11月12日の公判開始の前に、ケニア及びスーダンの諸事件の中断を含めたICCとAUとの関係に関するすべての事項について、国連安保理の理事国、特に常任理事国5か国との協議を行うためのグループを設置する。

23 *Ibid.*, para. 6.

24 *Ibid.*, para. 7.

25 *Ibid.*, para. 8.

26 *Ibid.*, para. 9.

27 *Ibid.*, para. 10.

- ④ 集団殺害罪（ジェノサイド）、人道に対する罪及び戦争犯罪といった国際犯罪を裁くためにアフリカ人権裁判所の任務拡大の手續を早める。
- ⑤ 関連諸決定に従いアフリカ人権裁判所の拡大手續を委員会が繰上げ、加盟国が当該手續を支持することを招来する。
- ⑥ ICC規程第 121 条に基づきアフリカ諸国は ICC規程の改正を提案する。
- ⑦ ICCのローマ条約の締約国であるアフリカ諸国、とくに ICC締約国会議の事務局の構成国は、今回の締約国会議で、ICCによるアフリカの現役国家元首及び政府首長の訴追とそれがAU加盟国の平和と安定と復興に与える影響を議題として挙げることを要請する。
- ⑧ ICCに事件を付託することを希望するいずれかのAU加盟国は、AUに通知しアドバイスを求めることができる。
- ⑨ ケニアは国連安保理に対して、ICC規程第 16 条に従い、ケニアの大統領及び副大統領に対する手續について、すべてのアフリカ諸国が支持しているように、事件の中断を要請する書簡を送付すべきである。
- ⑩ この決定に従い、ICCに対して、2013 年 11 月 12 日に予定されている Kenyatta 裁判を延期し、AUの支持を受けてケニアが行う事件中断の要請を国連安保理が検討するまで中断することを要請する。
- ⑪ AUとその加盟国が提起した問題について国連安保理及びICCが適切に処理するまで、Kenyatta 大統領はICCに出頭しない。
- ⑫ 本決定の実施に向けた進捗状況を検討するため、2013 年 11 月末に特別会期を開催する。

この決定を見るかぎり、「ICC非協力決議」又は「ICC非難決議」と称される一連の決定が採択されはじめた 2009 年とは異なり、2013 年 5 月及び 10 月の決議の関心の中心がスーダンからケニアの事件へと移行していることが見て取れる。また、AUのいずれの国かを問わず、国家元首等が国際刑事裁判の

被疑者とされることへの反意が全面に出されている。これら一連の決議においてAUはICCに対する反発を公式に表明しているのであるが、誤解してはならないのは、AUは国際法上の犯罪の責任を有する者を匿う意図にはなく、犯罪の不処罰は大いに批判しているところであり、国際刑事法の理念を否定しているわけではない点である。これらのICCへの非協力決議においても、AUは不処罰（impunity）と戦う決意を表明しているものであり、国際法上の犯罪に対して寛容な態度を示しているのではない。次章で述べるようにAUはICCにおける二重基準を問題としているのであり、AUの態度はICCという組織への不信任が原因であり、国際法への不信任ではない点に注意しなければならない。

なお、本章ではICCに対するアフリカ諸国の反発をAU総会の決定を基にして紹介したが、アフリカ大陸に存在するすべての国がICCと敵対していることを意味するものではない。例えば2013年のAUの決定も、ボツワナは留意を示し他の諸国と足並みをそろえることはなかった。ICCを批判するAUの諸決議が全会一致ではないことを指摘し、アフリカ諸国が反ICCで一致団結していると誤解すべきではないと注意を喚起した上で、アフリカ諸国はICCを積極的に支持し協力すべきとの主張もある²⁸。

2 AU決議の背景

前章でアフリカ諸国が抱えるICCに対する不満の一端をAU総会の決定を元にして紹介したが、なぜAUとICCはこのような状況に陥ったのであろうか。関係改善のためにも紛争の源泉を正しく理解することが必要である。本章ではICCとアフリカとの確執は、ICCがアフリカの事件のみを扱っている点と、アフリカ諸国の指導者を被疑者として訴追している点の主に2点に起因することを説明する。

28 Elise Keppler “Managing Setbacks for the International Criminal Court in Africa” *Journal of African Law* Vol. 56 (1), (2012).

(1) アフリカへの事件集中

ICCが2013年9月の時点で扱っている全14件の事件は8カ国に関わるが、それらすべてアフリカの国である²⁹。すなわち、ICCが管轄権の行使を決定した事件はすべてアフリカ大陸を犯罪地とし、アフリカ人が容疑者として訴追されているのである。

ICCが扱う事件がすべてアフリカの事件であることは、大いに批判の的とされている。顕著な地域的偏りが生じている現状を前にして、AUは懸念を示し、前章で紹介したようにICCとの協力協定の締結を拒否し、加盟国に対してICCからのBashir大統領の逮捕要請を無視するよう促しているのである。アフリカ外の他の紛争、例えばチェチニアやガザやイスラエルといった大国又は大国の同盟国が関係する事態の捜査にICCが踏み込むべきところ行っていないと指摘した上で、アフリカ諸国はICCの二重基準を疑っている³⁰。アフリカ諸国高官のみならず、学界においてもアフリカ大陸外の事態についてICCが始動しないことを偏見の証拠と挙げる見解もある³¹。貧しいアフリカ諸国の（大国の国家元首との比較で見ると）弱者のみを訴追しており、アフリカが生贓の羊となっているとの批判や、植民地主義やアフリカを支配するための帝国主義と断じる見解が口にされ、ICCが西側の裁判所と化しており、政治化された司法は法と政治の関係という大きな命題をはらんでいるとの指摘³²を学者からも招く状況にあるのである。このようにICC取扱い事件の

29 2013年8月時点で、ICCは、ウガンダ、コンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、スーダン、ケニア、リビア、コートジボワール、マリの事件を扱っている。

30 See, Joseph M. Isanga “The International Criminal Court Ten Years Later: Appraisal and Prospects” *Cardozo Journal of International and Comparative Law* Vol. 21 (2013), pp. 303-304.

31 See, John Dugard “Palestine and the International Criminal Court: Institutional Failure or Bias?” *Journal of International Criminal Justice* Vol. 11 No. 3 (2013).

32 See, Charles Chernor Jalloh “Africa and the International Criminal Court: Collision Course or Cooperation?” *North Carolina Central Law Review* Vol. 34 (2012), pp.209-210. ルワンダのKagame大統領の発言やコロンビア大学の教授の言葉が紹介されている。

アフリカ地域への集中は、世界正義には偏見が存在し、国際刑事法の適用には二重基準が顕在するとの批判をもたらしているのであった。

もちろん、理念上、国際刑事法の適用対象がアフリカ地域に限定されるわけではない。また、ICCは地域的国際機関ではない。さらに、旧ユーゴ国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所とは異なり、ICCの管轄権には本来、規程上も特定の地域を要素とした限定も制限も存在しない³³。しかし実際にアフリカ外の事件が存在していない現状は、ICC検察官が有する裁量行使の適切性とICCの公正さ及び正統性を疑う論拠とされている。これに対しては、ICCが扱う事件の大半は、コンゴ及び北ウガンダ並びに中央アフリカ共和国のようにアフリカ諸国自身が事態を付託したものであり、国連安保理が付託したのはスーダンとリビアの2件で、検察官が職権により調査を開始したのはケニアのみであることを考慮するならば、地域的偏りはICCの意図ではないと反論できよう。また、ICCへの批判が特にアフリカ東部の国——ウガンダ、スーダン、ケニア——から発せられていることから、自己付託後の国内事情変化によりICCの介入を望まないウガンダや、国連安保理による付託や検察官の職権調査開始によって自国の同意を得ずに開始するICC手続に不満を持つスーダンとケニアからの批判の真の目的は、自国に関係するICCの手続の停止であり、ICCの管轄権行使が地域的偏りなく効果的に行使されることを目的とした批判ではないとも反論される。次節で述べるように、ICCに対するアフリカ諸国の反発には別の原因も存在し、たとえ地域的偏りが解消されたとしてもICCに対する不満が完全に消滅するわけではないと考えられるのである。

33 ただし国連安保理によって設置されたアドホック国際刑事裁判所とは異なり、多数国間条約によって設立されたICCは、管轄権を行使する上で一定の条件を満たすことがICC規程に定められている。

(2) アフリカ諸国の指導者の訴追

ICCとAUとの関係悪化の発端となったのは、ICCのBashir大統領の事件である。2009年3月、ICCはスーダンのダルフル地域で犯された犯罪の責任を追及するためBashir大統領に対する逮捕状を発行した³⁴。AUが当該事件に対して懸念を示したのは、政治的問題と法的問題の両側面からAUの見解と相いれなかったためである。政治的問題としては、スーダン及び周辺地域の平和のためにAUが努力し推進してきた和平プロセスがICCの発動によって阻害されることを大いに危惧したからであった。法的問題としては、特にアフリカ諸国の関心を引いたのは、不逮捕特権とも称される特権免除の問題であった。一国の現役の大統領に対する訴追は、国家元首及び政府首長並びに政府高官が享有する特権免除に関する法的問題を引き起こしたからである。例えば、ICCの基本条約であるローマ条約の非締約国の国内においてもICC（又は国連安保理）が特権免除を消滅させうるのかという問題について法的論争が巻き起こった。特権免除の有無に関する論点に絡み、ICCの逮捕状の執行に協力する義務が諸国にあるかが問題とされたのである。この点、スーダンの事例が国連の安全保障理事会による事態付託を受けて開始された手続であったことから、諸国の協力する義務の射程問題の議論は複雑化している。次章(6)で言及するように国連安保理、ICC、AUのそれぞれの決定の法的拘束力と相互の関係が問題とされるのである。

アフリカ諸国の国家元首や政府首長を犯罪者として刑事責任を追及するICCの事件は、スーダンのBashir大統領の事例に留まらなかった。その後、リビアのMuammar Gaddafi氏（通称カダフィ大佐）及びその側近の事件や、コートジボワールのLaurent Gbagbo前大統領の事件や、ケニアのKenyatta大統領やRuto副大統領の事件など、国家の指導的立場に立つ者を被疑者として捜査開始する事件が続いたのである。このようにICCがアフリカに限定して

34 註(6)、参照。

事件を扱っている事実と、アフリカの国家元首等の政府高官を犯罪被疑者として訴追している事実は、特にアフリカ諸国の現役の指導者達がICCを警戒の目で見つめる原因を生んだのである。

3 ICCに対するアフリカ諸国の懸念事項と改善案

(1) アフリカ諸国の懸念の概括

前章では「ICC非協力決議」とも称される一連のAUの決定採択を引き起こした原因が、アフリカへの事件の集中及びアフリカ諸国の政府高官等の訴追というICCによる行動にあったことを指摘した。このようなICCの行動についてアフリカ諸国が懸念している事項を以下で整理してみよう。

ある論稿では、アフリカ諸国はICCに対して法的及び政治的側面の両面において批判と懸念を示しており、法的側面では、第1にICCとICCの非締約国との関係、第2に国家元首及び政府首長といった特権免除を有する者に対するICCの管轄権、第3にICCによる被疑者選定の適切性、第4に白人の(不)正義を問題としているのに加えて、政治的側面では、第1にICCの活動が和平を妨げる虞れ、第2に「二重基準」の問題、第3に植民地主義の傷跡があると指摘されている³⁵。当該論稿で挙げられている法律的側面の第3及び第4と政治的側面の第2と第3は重複する部分があり、分析不十分かつ列挙から漏れている事項があると考え、分類が重複している点こそアフリカ諸国の主張が法的な主張と政治的及び感情的な主張が混在していることを如実に表している証拠とも言え興味深い。これらの論点に加えて、アフリカ諸国が懸念する事項として、補完性の原則の下で行われるICCによるアフリカ諸国の警察・司法制度の評価があると考え。アフリカ諸国の反発の根底にあるこれらの事項について詳細に検討することがICCとアフリカ諸国との関係改善の模索上必要であるが、紙幅の関係上、論点それぞれについて詳細な説明と分析を

35 Charles Chernor Jalloh, *op.cit.*, *supra* note (32), pp.210-211.

行うことができないため以下で簡潔に述べる。

(2) 捜査及び訴追対象の公正な選定

前章で明らかにしたように、アフリカ諸国がICCに反発している最大の理由はICCがアフリカの事件のみを扱っている事実であり、それ故ICCが公正かつ中立の機関であるか疑いの目を向けられてしまっている。ICCが「人種差別を行っている」、「西洋諸国による押し付けの正義」、「新植民地主義」と、声高にアフリカが虐げられてきた歴史と感情を交えた批判の声が上がっているのである。AUが「反ICC決議」とも称される決議を何度も採択していることや、2013年9月にケニアがICCからの脱退に向けた準備を開始したことは、ICCの正統性と公平性に対する疑義とも言え、これは国際刑事裁判システム全体並びに国際刑事法の危機につながる重大な問題であると考えられる。

国連の安保理常任理事国のうち米国と中国とロシアはICC非締約国であるため、ICC規程上の義務を免れつつ、国連安保理にはICCに事態を付託する権限³⁶に加えて事件手続の延期を要請する権限が与えられている³⁷ことから、事実上、これらの大国はICCによる訴追を逃れながらICCを利用することが可能であるという不平等や二重基準が存在すると批判されているのである。また、ICCが訴追する事件を選別する過程で、大国自身のみならず大国の同盟国が関与する事例が意図的に排除され、弱貧国をターゲットとする二重基準が働いているとの疑惑の目が向けられている。

確かに、国連安保理はそもそも政治的機関であり、ICCに付託する事態の選択において政治的な判断や意図的な選択はありうる。安保理による事態付託の選択において偏重の可能性があるとしても、しかし、付託された事態の中でいずれの事件を訴追するかはICCの検察の裁量にある。安保理若しくは国家

36 ICC規程第13条(b)により、国連憲章第7章に基づいて行動する安保理は事態をICCに付託することができる。

37 ICC規程第16条。註(4)、参照。

による付託又はICC検察官の職権によるか、手続開始手順がいずれかであるかを問わず、最終的にはICCに対する信頼を構築する努力が必要であろう。この点、ICCの18人の裁判官のうち、5名はアフリカの国籍を有する者であることから³⁸、ICCの裁判官構成において人種的偏見があるわけではない。ICCの公正さに関する疑義を消滅させる上では、特にICC検察官の職権行使における裁量が適切に行われることを確保する必要性が提唱されている。

ICC検察官の裁量行使を要求する学説の中には、アフリカへの事件集中を回避する目的で、アフリカ地域の事件については以後訴追を行わないという判断をICC検察官に求める主張もある。確かに、ICC規程第53条2項(c)に基づき、検察官は、「裁判の利益のためにならない」場合には訴追しないことを決定しうる。その決定の際には被害者の利益も考慮するため、被害者たるアフリカの人々が訴追を望まないとするならば、検察官はアフリカの事件を訴追回避すべきと主張されるのである。しかし、検察官が訴追しないという裁量権を行使するのは例外的な事例のみであり、ICC規程の趣旨は訴追実施の推断にあると検察も一般的な見解を示している点を看過すべきではないであろう³⁹。

逆に、ICCが扱う事件がアフリカ地域に限定されていることは事実であるが、これはICCが公正に運営されている結果であるとの反論がある。ICC規程第17条1項(d)が事件の「十分な重大性」を受理許容性の要件として定めているため、ICCの検察官は事件の選択において犯罪の重大性を考慮することが求められているところ、アフリカ地域で犯された犯罪が世界の中で最も重大であったために事件がアフリカに集中したのであり、偏見が原因ではないと説明されているのである。

38 ICC規程第36条8項(a)により、裁判官の選出の際には、世界の主要な法体系が代表されること及び地理的に衡平に代表されることの必要性が考慮されている。

39 See, ICC Office of the Prosecutor “Policy Paper on the Interests of Justice” (September 2007), 3.

ICC自身もアフリカ偏重の現状への批判を認識しているため今後アフリカ外の事件をICCが扱い始めるであろうことから、ICCを差別と偏見ある機関と詰る声は自然と消滅すると楽観視する者もいる。他方で、犯罪を犯罪行為地から遠く離れたオランダのハーグで開廷するICCが裁くことについては、地域から見えない正義には問題があるとも考えられ、アジアといったアフリカ大陸外の事件が新たに訴追されたとしても疑念は残るとも考えられる。この点、ICCが広報活動等の努力を行い、地域と連携を取る必要があるであろう。また、ICCの側からも国際的な正義を地域に根付かせる試みが行われることが期待される。ICCがAU本部が存在するアディスアババに連携事務所の開設を試みたが、AU内では連携事務所の設置自体がICCがアフリカをターゲットとしていることを意味するのではないかとの疑心を持つ者もあり、連携事務所の開設をAUが拒否した前例⁴⁰からも一筋縄ではいかないであろう。一つの試案として、人権裁判所が各地域にあるように、ICCの「地域化」も検討すべきとも考えられる。ICC規程第3条3項はICCがハーグ以外を法廷地とする可能性を排除していないからである⁴¹。ただしICCの組織構造改革と組織拡大を必要とすることから、予算面から考えても実践可能か課題は残るであろう。

(3) 免除に関する法認識の違い

第2に、免除に関する法認識の違いがアフリカとICCとの関係の溝を深めていると考える。伝統的な免除に関する慣習法規則と、犯罪処罰徹底を目標として急速に発展した新しい国際刑事法の諸規則が抵触しており、国際法の内容

40 “Decision on the Progress Report of the Commission on the Implementation of Decision Assembly AU/Dec. 270 (XIV) on the Second Ministerial meeting on the Rome Statute of the International Criminal Court (ICC)”, Doc. Assembly/AU/10 (XV).

41 ICC規程第3条1項は、裁判所の所在地をオランダのハーグと明記しているが、同条3項は、「裁判所が望ましいと認める場合に他の地で開廷することができる」と定めている。

について実務及び学説において論争となっているのである。この論点の詳細説明と分析については別稿⁴²に譲る。

特に免除とICCの管轄権との関係については、ICC規程第27条⁴³と第98条⁴⁴の関係が明確でないため問題とされているのである。AU委員会は、ICC規程第27条2項は「刑法の一般原則」の部の下で規定されていることからICCと被疑者との関係を律するものであり、ICCと国家との関係におい

42 拙稿「外国刑事管轄権からの公務員の免除——国際犯罪は例外となるか——」金沢法学第55巻2号（2013年3月）、参照。また、慣習国際法上の免除に関する規則とICC規程等が定める公的資格無関係の原則との関係については、拙稿「国家元首や高官の刑事手続からの免除と公的資格無関係の原則との相克」金沢法学第52巻1号（2009年11月）、参照。

43 ICC規程第27条は以下のように公的資格無関係の原則を定める。

「ICC規程第27条

- 1 この規程は、公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に元首、政府の長、政府若しくは議会の一員、選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせるものではなく、また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。
- 2 個人の公的資格に伴う免除又は特別な手続上の規則は、国内法又は国際法のいずれに基づくかを問わず、裁判所が当該個人について管轄権を行使することを妨げない。」

44 ICC規程第98条は以下のように定める。

「ICC規程第98条

- 1 裁判所は、被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。ただし、裁判所が免除の放棄について当該第三国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りではない。
- 2 裁判所は、被請求国に対して派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とするという国際約束に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る引渡しの請求を行うことができない。ただし、裁判所が引渡しへの同意について当該派遣国の協力をあらかじめ得ることができる場合は、この限りではない。」

てはICC規程第98条1項が適用されるとの説を唱えている⁴⁵。条約は条約締約国のみを拘束し、高官の免除は国家の権利であることから、第98条1項は、ICC規程の非締約国の高官の免除をICCが排斥することを可能としないとの見解をAUはとっている。条約は国が通常有する権利を非締約国から奪うことはできないとAUは主張したのであった。

(4) ICCによるアフリカ諸国の国内制度の評価判断

また、アフリカ諸国が懸念する事項として、補完性の原則の下でアフリカ諸国の警察や司法制度の評価をICCが行うことへの反発があることを指摘したい。ICCが自身の管轄権を行使する条件として受理許容性を検討する際に、補完性の原則の下で事件に関係する国が当該事件を扱う能力と意思を有するか否かを分析するのであるが⁴⁶、当該分析と判断をICCが行うことにより国家の尊厳が損なわれるとも危惧されているのである。例えば、Kirimu Muthaura事件において、ケニアは自国が新しい憲法と法改正を採用した結果、自国での訴追を行える環境が整えられたとしてICCが管轄権を行使する必要性を否定し事件の受理許容性を争ったが、ICCはICCによる管轄権行使の続行を決定

45 See, “On the Decisions of Pre-Trial Chamber I of the International Criminal Court (ICC) Pursuant to Article 87(7) of the Rome Statute on the Alleged Failure by the Republic of Chad and the Republic of Malawi to Comply with the Cooperation Requests Issued by the Court with Respect to the Arrest and Surrender of President Omar Hassan Al Bashir of the Republic of the Sudan”, *ICC Press Release No. 002/2012* (9 January 2012).

46 補完性の原則に基づき、ICCは「国家の刑事裁判権を補完するものである」(ICC規程前文) ことから、犯罪について管轄権を行使するのは第1次的には国家である。ただし、ICC規程第17条に基づき、国が「その捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合」にはICCは事件の受理許容性を認めて手続を開始することができる。そのため、ICCは、関係国が「捜査又は訴追を真に行う能力がないことを判定するため、国が自国の司法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如のために、被疑者を確保し、若しくは必要な証拠及び証言を修得することができないか又はその他の理由から手続を行うことができないか否かを検討する」(同条3項)。

したのである⁴⁷。これはケニアがICCからの離脱の検討を促す一因となった。また、AUもケニアの大統領及び副大統領に対してICCが管轄権を行使するべきではなく、ケニア当局に委ねることを2013年の決定で要請していたのであった。

（5）ICCと非締約国との関係

ICCとICCの非締約国との関係については、アフリカ諸国が注視する前に、ICC設立当初から自国軍構成員が訴追されることを忌避する米国が反ICCとも取れる行動を取っていたため法的論点として注目されていた⁴⁸。しかしアフリカ諸国が本格的にこの問題点を論じはじめたのは、Bashir 大統領の逮捕状事件が契機となっている。ICCを設立したローマ条約の非締約国であるスーダンの事例についてICCが手続を開始したことから、ICCの制度に同意を表明していないスーダンの主権侵害並びにICC非締約国の協力義務が問題とされたのである。この点も条約非締約国の権利義務に関する国際法の規則内容について法認識が異なる点が対立の原因であったと考えられるのである。

（6）ICC及びAU並びに国連安保理に対する諸国の義務の抵触

諸国のICCへの協力義務とAU決定の遵守義務とが抵触している状況に置いて、いずれの義務が優先するかという法的問題についてICCとAUとでは見解が分かれている。例えば、マラウィがBashir 大統領を2011年10月にマ

47 ICCはケニアが捜査を行っている証拠を十分に示していないとしてICCにおける手続の続行を決定した。See, *Prosecutor v. Kiriimi Muthaura and Uhuru Muigai Kenyatta and Mohammed Hussein Ali*, Case No. ICC-01/09-02/11, Appeals Chamber, Judgment on the Appeal of the Republic of Kenya against the Decision of Pre-Trial Chamber II of 30 May 2011 entitled “Decision on the Application by the Government of Kenya Challenging the Admissibility of the Case Pursuant to Article 19(2) (b) of the Statute” (August 30, 2011).

48 非締約国の問題については、新井京「国際刑事裁判所における規程非締約国の取扱い」世界法年報第28号(2009年3月)、参照。

ラウィ国内で開催されたサミットに歓迎し逮捕しなかった際には、その法的根拠として、まず第1に同国はAU決議を順守していること、第2に国家元首が国際慣習法上享有する免除が存在すること、第3にスーダンがICC規程条約の非締約国であることが挙げられた⁴⁹。しかし、ICCはマラウィとチャド共和国がBashir大統領の逮捕及び移送についてICCからの要請にも関わらず協力を怠ったことについて決定⁵⁰を下した際、上記の主張は認められなかった。ICCは両国がICC規程第87条7項に従い協力要請に従うことを怠ったと結論したのである。本章第2節で言及したように国家元首の逮捕について協力を求める場合にはICC規程第27条2項と第98条1項との関係並びに免除の役割が問題となることをICCは認めつつ、両国及びAUは、協力要請を拒絶することをICC規程第98条1項に依拠することによって正当化することはできないとの判断をICCは示したのであった。

当該ICCの判断に対してAUは反意を示している。AU委員会は、ICCの判断が人的免除に関する慣習国際法を変更することを意味し、ICC規程第98条を無意味化していることに加えて、AU加盟国がAUの決定及び政策を順守する義務を負っていることを無視しているとして深い憂慮を示した⁵¹。また、他の事例においてチャドやケニアがICCに非協力的であっても、同様にAUの決議を順守しているのであり、安保理において非難することはできないとAUの決議は述べているのである⁵²。

49 See, Decision Pursuant to Article 87(7) of the Rome Statute on the Failure by the Republic of Malawi to Comply with the Cooperation Requests Issued by the Court with Respect to the Arrest and Surrender of Omar Hassan Ahmad Al Bashir, Case No. ICC-02/05-01/09, 12 December 2011.

50 See, Decisions of Pre-Trial Chamber I, ICC-02/05-01/09-139 and ICC-02/05-01/09-140 of 12 and 13 December 2011.

51 See, supra note (45).

52 See, "Decision on the Implementation of the Decision on the International Criminal Court", AU Doc. Assembly/AU/Dec. 334 (XVI), 31 January 2011.

AUの主張に見られるように、当該問題はICC規程第98条の解釈問題でもあり、AUとICCの義務のいずれが優先するかという問題に単純化できない側面がある。そのため、非協力的なアフリカ諸国に対してICCが取りうる措置として、ICCの締約国資格の一時停止若しくは除名又は安保理による制裁の三つの手段がありうるが、それよりも政府高官が享有する免除を理由に協力を拒否する解釈余地がある現行のICC規程第98条1項及び2項を改正すべきとの提案⁵³もあるのである。他方、国連安保理による事態付託がICCにおける事件手続開始の契機であった場合、国連憲章第103条に基づき国連憲章上の義務が優先するため、AUの決定に基づく加盟国の義務を理由として安保理決議の不順守を正当化することはできない。AUは国際法に違反することを加盟国に教唆するべきではない⁵⁴と批判されてもいるのである。

（7）正義と平和は対立するか

ICCによる刑事責任追及プロセスが真に平和に寄与するかは、正義と平和との関係という大きな論点としてICC設立前から、法哲学的視点など多様な観点から議論されていた。また、実際問題としてアフリカ諸国が定めた恩赦とICCとの対立問題もある。例えば2003年12月に北ウガンダの事件をICCに付託する前に、ウガンダ政府は2000年に恩赦法を制定していたが、同法はLRA構成員の幾人かを訴追から守るものと批判された⁵⁵。他方、ICCも諸国がICCを政治の道具として利用することも警戒している。ウガンダが自己付託した後、反乱軍との和平を優先してICCによる訴追を妨害する措置（例えばウガンダ政府が一事不再理の原則や補完性の原則を悪用して反乱軍構成員

53 Gwen P. Barnes “The International Criminal Court’s Ineffective Enforcement Mechanisms; The Indictment of President Omar Al Bashir” *Fordham International Law Journal* vol. 34 (June, 2011), pp. 1617-1619.

54 See, Joseph M. Isanga, *op. cit.*, *supra* note (30), pp. 305-306.

55 ウガンダの恩赦法については、See, Joseph M. Isanga, *supra* note (30), p. 267.

をICCの訴追からかばう目的で国内訴追を行うなどの措置)をとった場合、ウガンダがICCを政治的目標を達成するために利用したとみなされ、ICCの正統性と信頼性に破滅をもたらしうると裁判官が警鐘を鳴らしたこともあるのである⁵⁶。ICCにおいては、関係国が真に捜査又は訴追を行う意図と能力を有しているか否かを判断して管轄権を行使するのであり、補完性の原則の下でICCが有する裁判権と、自国の国内裁判所で裁判する権利との関係、さらに恩赦を発する権限を含む国家の権限との関係が問題とされるのである。

(8) AUの組織改革——ICC回避の手段か？

最後に、ICCとAUとのこう着状態を変動させるためのAUによる解決策の一つとして、AUの組織を改革する案が提起されている点に言及する。ICC回避の手段としてAUが地域自己完結型の国際刑事裁判システムを構築することが検討されている点が注目される⁵⁷。すなわち、ICCの代替となりうる制度をAU組織内に創設することが模索されているのである。2010年2月、AU委員会はアフリカ人権裁判所規程の議定書を改正する作業を開始し、議定書案は集団殺害罪（ジェノサイド罪）、戦争犯罪及び人道に対する罪を含む国際犯罪に対する刑事管轄権を追加することを提案している。同議定書案はAU総会の正式採択を待つ状態にある。AUの裁判機関に刑事裁判管轄権を付与する構想自体はAUとICCの関係が悪化する以前から存在し、2004年のアフリカ人権裁判所とアフリカ裁判所の組織改革においても案として存在はしたが、実現に向けて草案が早急に作成されるに至ったのは、ヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権を回避する目的⁵⁸とともに、本稿第1章で紹介した一連の

56 “The Role of the ICC: Accountability, Peace, and Justice”, in Theodor Meron, *The Making of International Criminal Justice: A View from the Bench* (Oxford, 2011), p. 163.

57 See, Kristen Rau “Jurisprudential Innovation or Accountability Avoidance? The International Criminal Court and Proposed Expansion of the African Court of Justice and Human Rights” *Minnesota Law Review* Vol. 97 (December 2012).

58 アフリカで発生した犯罪に対してヨーロッパ諸国が行使する普遍的管轄権がEUとA

ICC関連決議の影響と考えられる。

ヨーロッパ諸国やICCといったアフリカ外からの干渉を排除したいとの願望を一部の者が有していることは事実であるが、他方で、大規模な人権侵害や暴力の悲劇が多発したアフリカの歴史を踏まえるならば、アフリカの裁判所が国際法上の犯罪を処罰する刑事裁判管轄権を設定することを処罰徹底の目的上好ましい発展として純粋に評価する声もある⁵⁹。

仮にアフリカ人権裁判所の権限拡大案が実現した場合、ICCとの関係が問題となるであろう。ICCの「補完性の原則」は国家の刑事裁判権を補完するものであるが、他の国際的裁判機関との間にも適用される原則であるのか問題とされる。現在審議中であるAUの組織改革により、将来的にAUは自己完結型の地域的国際刑事裁判システムを発展することができるのか注目される。

おわりに

本稿で明らかにしたように、ICC非協力決議をAUが採択した背景には多様な法律見解及び政治的主張があるが、アフリカ諸国は当初からICCに反対してきたわけではない点をここで指摘したい。すなわち、ICCの設立にアフリカ諸国が大いに貢献してきた歴史を無視すべきではないと考える。1998年のICC設立会議においては、アフリカ諸国はヨーロッパ諸国と同じくICC設立支援国として数えられ、ICC規程の採択に貢献した。そもそもICCを設立するための作業過程当時では、AUの前身であるアフリカ統一機構（Organization of African Unity, OAU）は、国際刑事裁判所の構想への期待を持ち、すべてのOAU加盟国に対してICCを設立するためのローマ会議に参加

Uとの対立を生じさせた問題については、拙稿「刑事司法を通じた新植民地主義——欧州諸国の普遍的管轄権に対するアフリカの反発——」、松田竹男・田中則夫・葉師寺公夫・坂本茂樹編『現代国際法の思想と構造 II 環境、海洋、刑事、紛争、展望』（東信堂、2012年）、参照。

59 See, D. Deya “Worth the Wait: Pushing for the African Court to exercise jurisdiction for international crimes” *International Criminal Justice* Issue 2 (February 2012).

するよう呼びかけていたのである⁶⁰。また、ICC規程の条約をいち早く批准したのもアフリカの国である。1999年、セネガルは他に先んじてICCの加盟国となり、ICCへの支持を国際社会に表明したのであった。ローマ規程の発効した2002年当時に国連事務総長であったガーナ出身のコフィ・アナン事務総長も、ICCが「国際法の失われた連結 (missing link)」であったとしてICCの設立を歓迎する声明を発表していたのである⁶¹。その後、2013年4月時点でAU加盟国54か国中、ICCの締約国は34か国にのぼった。以上のようにアフリカ諸国は決して当初からICCに反対していたものでもなく、その理念に賛同する、国際刑事法発展の支持母体であった。

このようにアフリカ諸国はICCを設立するにはヨーロッパ諸国とともにICCの支持母体を構成していたのであるし、アフリカの特定の地域において発生した国際法上の犯罪を処罰してきたルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) 及びシエラレオネ国際法廷の経験もあり、アフリカは国際刑事法の発展及び適用に貢献してきたのである⁶²。ICCとアフリカ諸国は協力によってお互いに利益を得ることができる存在と考えられている⁶³。警察組織を持たないICCにとって国家の協力が必須であることは明白であるが、アフリカ諸国にとっても法の支配を確立し、侵略の罪の定義の確定を受けて他国からの侵略が犯罪として裁かれることの利点などが指摘されている。

アフリカ諸国がICCに対して不満を抱くようになったのは、本稿第2章で

60 Decision of the Council of Ministers of the Organization of African Unity, CM/Dec. 399 (LXVII), adopted in 67th Ordinary Session of the Council of Ministers at Addis Ababa (Ethiopia), February 1998.

61 See, "Transcript of Press Conference with President Carlo Ciampi of Italy and Secretary-General Kofi Annan in Rome and New York by Video Conference", U.N. Press Release SG/SM/8194, p. 3 (November 4, 2002).

62 See, Pacifique Manirakiza "La Contribution Africaine au Développement de la Justice Pénale Internationale" *Revue de Droit Université de Sherbrooke* vol. 40 (2009-2010).

63 Charles Chernor Jalloh, *op. cit.*, *supra* note (32), pp.216-223.

述べたようにICCがアフリカの事件のみを扱い、アフリカ諸国の現役の国家元首や政府首長や高官を訴追したことを契機とする。本稿では特にICCの公正さをいかに確保するかという問題と、免除に関する国際法認識の違い、補完性の原則の適用下でのアフリカ諸国の国内制度の評価問題、並びに協力義務の有無及び根拠に関する問題について、アフリカ諸国の法認識がICCと異なるためにアフリカとICCとの関係に溝が広がっていることを明らかにした。したがって、アフリカ諸国の反発を単に植民地支配の歴史に苛まれた感情論として片づけるべきではない。また、アジアといったアフリカ大陸外の事件をICCが新たに取扱い始めれば解決されるものと楽観視できるものでもない。ICCとアフリカとの確執には、急速に発展した国際刑事法の内容と適用に関する法認識の違いが存在するからである。既存の国際法の中に国際刑事法の諸原則及び規則を位置づけ直し整合的な法認識を明確にする作業が必要であると考えられる。

本稿で取り上げたアフリカ諸国の反発をどのように評価するか課題は残っている。本稿で指摘した諸問題は、ICCの「補完性の原則」の拡大解釈など、あくまでもICCの制度内での問題と解釈し解決することも可能であろうが、国際法学全体の視点からの評価も待たれる。例えば現状は国際刑事法の「断片化（fragmentation）」の顕在化と評されるのであろうか。国際人権法といった他分野で問題とされている普遍主義（universalism）と地域主義（regionalism）又は文化相対主義との対立が、国際刑事法の分野においても具現化していると類推して結論されるのか。本稿で取り上げたICCとアフリカ諸国との対立が、国際刑事法の危機であり続けるか、それともさらなる国際刑事法の発展と躍進をもたらす契機となるのか、注意深く見守っていきたいと考えている。